

様式第四十九号(第五十九条関係)

一 (用紙の大きさは、日本産業規格A6とし、中央点線の所から二つ折りとする。)

家畜防疫官証票		第四十一条(抄) 家畜伝染病予防法(抄) 第四十一条(抄) 空機内(抄) 立入検査等(抄) 第五十一条(抄) 家畜防疫官(抄) 第二章(抄) 第四章(抄) 第五章(抄) 第六十一条(抄) 第七十一条(抄) 第八十一条(抄) 第九十一条(抄) 第十一条(抄) 第十二条(抄) 第十三条(抄) 第十四条(抄) 第十五条(抄) 第十六条(抄) 第十七条(抄) 第十八条(抄) 第十九条(抄) 第二十条(抄) 第二十一条(抄) 第二十二条(抄) 第二十三条(抄) 第二十四条(抄) 第二十五条(抄) 第二十六条(抄) 第二十七条(抄) 第二十八条(抄) 第二十九条(抄) 第三十条(抄) 第三十一条(抄) 第三十二条(抄) 第三十三条(抄) 第三十四条(抄) 第三十五条(抄) 第三十六条(抄) 第三十七条(抄) 第三十八条(抄) 第三十九条(抄) 第四十条(抄) 第四十一条(抄) 第四十二条(抄) 第四十三条(抄) 第四十四条(抄) 第四十五条(抄) 第四十六条(抄) 第四十七条(抄) 第四十八条(抄) 第四十九条(抄) 第五十条(抄) 第五十一条(抄) 第五十二条(抄) 第五十三条(抄) 第五十四条(抄) 第五十五条(抄) 第五十六条(抄) 第五十七条(抄) 第五十八条(抄) 第五十九条(抄) 第六十条(抄) 第六十一条(抄) 第六十二条(抄) 第六十三条(抄) 第六十四条(抄) 第六十五条(抄) 第六十六条(抄) 第六十七条(抄) 第六十八条(抄) 第六十九条(抄) 第七十条(抄) 第七十一条(抄) 第七十二条(抄) 第七十三条(抄) 第七十四条(抄) 第七十五条(抄) 第七十六条(抄) 第七十七条(抄) 第七十八条(抄) 第七十九条(抄) 第八十条(抄) 第八十一条(抄) 第八十二条(抄) 第八十三条(抄) 第八十四条(抄) 第八十五条(抄) 第八十六条(抄) 第八十七条(抄) 第八十八条(抄) 第八十九条(抄) 第九十条(抄) 第九十一条(抄) 第九十二条(抄) 第九十三条(抄) 第九十四条(抄) 第九十五条(抄) 第九十六条(抄) 第九十七条(抄) 第九十八条(抄) 第九十九条(抄) 第一百条(抄)
写真		家畜防疫官証票 生氏官 年 月 日 名職
第六十一条(抄) 家畜防疫官(抄) 第二章(抄) 第四章(抄) 第五章(抄) 第六十一条(抄) 第七十一条(抄) 第八十一条(抄) 第九十一条(抄) 第十一条(抄) 第十二条(抄) 第十三条(抄) 第十四条(抄) 第十五条(抄) 第十六条(抄) 第十七条(抄) 第十八条(抄) 第十九条(抄) 第二十条(抄) 第二十一条(抄) 第二十二条(抄) 第二十三条(抄) 第二十四条(抄) 第二十五条(抄) 第二十六条(抄) 第二十七条(抄) 第二十八条(抄) 第二十九条(抄) 第三十条(抄) 第三十一条(抄) 第三十二条(抄) 第三十三条(抄) 第三十四条(抄) 第三十五条(抄) 第三十六条(抄) 第三十七条(抄) 第三十八条(抄) 第三十九条(抄) 第四十条(抄) 第四十一条(抄) 第四十二条(抄) 第四十三条(抄) 第四十四条(抄) 第四十五条(抄) 第四十六条(抄) 第四十七条(抄) 第四十八条(抄) 第四十九条(抄) 第五十条(抄) 第五十一条(抄) 第五十二条(抄) 第五十三条(抄) 第五十四条(抄) 第五十五条(抄) 第五十六条(抄) 第五十七条(抄) 第五十八条(抄) 第五十九条(抄) 第六十条(抄) 第六十一条(抄) 第六十二条(抄) 第六十三条(抄) 第六十四条(抄) 第六十五条(抄) 第六十六条(抄) 第六十七条(抄) 第六十八条(抄) 第六十九条(抄) 第七十条(抄) 第七十一条(抄) 第七十二条(抄) 第七十三条(抄) 第七十四条(抄) 第七十五条(抄) 第七十六条(抄) 第七十七条(抄) 第七十八条(抄) 第七十九条(抄) 第八十条(抄) 第八十一条(抄) 第八十二条(抄) 第八十三条(抄) 第八十四条(抄) 第八十五条(抄) 第八十六条(抄) 第八十七条(抄) 第八十八条(抄) 第八十九条(抄) 第九十条(抄) 第九十一条(抄) 第九十二条(抄) 第九十三条(抄) 第九十四条(抄) 第九十五条(抄) 第九十六条(抄) 第九十七条(抄) 第九十八条(抄) 第九十九条(抄) 第一百条(抄)		交付番号 交付 年 月 日 号

厚 紙 白 紙
縦54ミリメートル
横86ミリメートル

交付番号 第 号	
交付 年 月 日	家畜防疫員証票
職 氏 名	生 年 月 日
写真	

裏

第五十一条 家畜伝染病予防法（抄）
家畜防疫官又は家畜防疫員は、家畜の伝染性疾病を予防するため必要があるときは、競馬場、家畜市場、家畜共進会場等家畜の集合する場所、衛生管理区域、化製場若しくは死亡獣畜取扱場、と畜場、倉庫、船舶、車両、航空機又は家畜の伝染性疾病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがあるその他の場所に立ち入つて動物その他の物を検査し、関係者に質問し、又は検査のため必要な限度において、動物の血液、乳汁等採取し、若しくは動物の死体その他の物を集取することができる。

28（略）

9 第一項、第二項及び第七項の規定による立入検査、質問、採取又は集取の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第五十三条（略）

2（略）

3 この法律に規定する事務に従事させるため、都道府県知事は、当該都道府県の職員で獣医師であるものの中から、家畜防疫員を任命する。ただし、特に必要があるときは、当該都道府県の職員で家畜の伝染性疾病予防に関し学識経験のある獣医師以外の者を任命することができる。

4（略）

第五十四条 家畜防疫官又は家畜防疫員は、この法律により職務を執行するときは、農林水産省令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

厚紙白紙
縦57.5ミリメートル
横86.3ミリメートル

交付番号 第 号

交付 年 月 日

家畜伝染病予防法第四十八条
の規定により指定された家畜
防疫官証票

官 氏 生
職 名 年
月
日

写 真

表

家畜伝染病予防法（抄）

第四十七条 農林水産大臣は、家畜の伝染性
疾病の発生又はまん延により、畜産に重大
な影響を及ぼすおそれがあるときは、都道
府県知事に対し、第六条第一項、第九条、
第十五条、第十七条、第十七条の二、第五項
若しくは第六項、第二十五条の二、第二十
六条第一項、第三項若しくは第五項、第二
十八条の二第一項、第三十條、第三十一條
第一項、第三十二條第一項若しくは第三十
三條から第三十四條の二までの規定による
措置を実施し、又は家畜防疫員に第十六條
第三項の規定による措置を実施させるべき
旨を指示することができる。

第四十八條 農林水産大臣は、前條の指示を
した場合又は都道府県知事から求められた
場合において必要と認めるときは、その指
定する家畜防疫官をして都道府県知事の指
示を受け、第二章又は第三章の規定により
家畜防疫員の行なうべき職権を行なわせる
ことができる。

厚紙白紙
縦54ミリメートル
横26ミリメートル

交付番号 第 号

交付 年 月 日

家畜伝染病予防法第四十八条
の第二項の規定により派遣
された家畜防疫員証票

職 氏 名

生 年 月 日

写 真

裏

家畜伝染病予防法（抄）

第四十八条の二 都道府県知事は、
家畜の伝染性疾病を予防するため
緊急の必要があるときは、他の都
道府県知事に対し、家畜防疫員の
派遣を要請することができる。こ
の場合において、家畜防疫員の派
遣を要請された都道府県知事は、
正当な理由がない限り、その派遣
を拒んではならない。

2 前項の規定による要請に応じて
派遣された家畜防疫員は、その派
遣を要請した都道府県知事の指示
を受け、当該都道府県の家畜防疫
員の行なうべき職権を行なうこと
ができる。